

## 利用上の注意

- 1 幼児、児童及び生徒年齢は平成 25 年 4 月 1 日現在の満年齢によります。  
(ただし、3 歳児については、平成 25 年 4 月 2 日から 5 月 1 日までに満 3 歳に達し入園した園児を含みます。)
- 2 数値については、単位未満を四捨五入したことにより総数(計)が内訳を合算した数と合わないことがあります。
- 3 グラフ内の数値については、単位未満を四捨五入したことにより同数でもグラフに差があることがあります。
- 4 本文及び統計表中の記号の用法は次のとおりです。  
「△」…………… マイナス  
「—」…………… 計数がない場合  
「0.0」…………… 計数が単位未満の場合  
「…」…………… 計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
- 5 全国数値は、文部科学省が公表した平成 25 年度確定値に基づく数値です。
- 6 用語の説明は、次のとおりです。

<b>単式学級</b>	同学年の児童生徒で編制されている学級
<b>複式学級</b>	2 以上の学年の児童生徒で編制されている学級
<b>特別支援学級</b>	学校教育法第 81 条第 2 項各号に該当する児童生徒(「知的障害者」、「肢体不自由者」等)で編制されている学級
<b>教員(本務、兼務)</b>	本務・兼務の区別は、原則として辞令面による。 ※公立学校において、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する教員については本務とし、短時間勤務する教員については兼務とする。非常勤の講師は兼務
<b>教育補助員</b>	幼稚園で、園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭以外で、教育活動の補助を行っている者。教員免許の有無は問わない。
<b>中等教育学校</b>	中高一貫教育を一つの学校において一体的に行っている学校であり、前期課程は中学校の基準を、後期課程は高等学校の基準をそれぞれ準用している学校
<b>特別支援学校</b>	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者)に対して、小・中学校等に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている学校
<b>高等学校等進学者</b>	中学校卒業者のうち高等学校の本科(全日制、定時制及び通信制)及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者

<b>大学等進学者</b>	高等学校卒業者のうち大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者
<b>専修学校進学者</b>	中学校卒業者のうち専修学校（高等課程）へ進学した者又は高等学校卒業者のうち専修学校（専門課程）へ進学した者
<b>専修学校（一般課程）等入学者</b>	中学校卒業者のうち専修学校（一般課程）、各種学校へ入学した者又は高等学校卒業者のうち専修学校（一般課程及び高等課程）、各種学校へ入学した者
<b>高等学校（又は大学）等進学率</b>	高等学校（又は大学）等進学者÷卒業者総数×100
<b>就職者総数</b>	就職者に高等学校（又は大学）等進学者、専修学校進学者、専修学校（一般課程）等入学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者を加えた数
<b>就職率</b>	就職者総数÷卒業者総数×100
<b>帰国児童（生徒）</b>	海外勤務者等の児童（生徒）で、引続き1年を超える期間海外に在留し、平成24年度間に帰国した児童、生徒
<b>長期欠席者</b>	平成24年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童、生徒
<b>不登校</b>	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）
<b>入学志願者（卒業後の状況調査）</b>	入学願書を提出した者の実数 同一人が2校以上に志願し、そのいくつかの学校に合格した場合は実際に進学した学校、いずれの学校にも不合格の場合は第1志望の学校の志願者
<b>一時的な仕事に就いた者</b>	臨時的収入を目的とする仕事に就いた者